

芳賀南小学校 インターネット利用ガイドライン

[趣旨]

- 1 このガイドラインは、芳賀町立芳賀南小学校におけるインターネットの利用、ホームページ・ブログ（以下ホームページ）の運営ならびに個人情報の保護・著作権等に関し、必要な事項を定めるものとする。

[インターネット利用の基本]

- 2 インターネットを利用するに当たっては、児童、教職員及び保護者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の視点からの教育の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

[インターネットの主な目的]

- 3 インターネットを利用する目的は、以下の各項のとおりである。
 - (1) 学校での活動をホームページで発信したり、学校のホームページ等に対する意見を広く一般から受信する。
 - (2) ホームページ、電子メール等の利用により、国内外の学校等との交流、情報の交換を行う。
 - (3) 学習に利用する教材の製作を行うための情報を検索、収集する。
 - (4) 情報の収集・加工による教材の作成や最新の情報を授業に活用する。

[インターネット利用者及び責務]

- 4 本校でインターネットを利用できるものは、所属教職員、児童及び、学校長が特に認めた者（以下利用者）とする。児童は所属教職員の管理のもとに利用する。利用者は、インターネット利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う場合には、本ガイドラインに示された事項を守ること。
 - (2) インターネットを利用して、政治活動、宗教活動、商業活動及び違法行為を行わないこと。
 - (3) 他人の名誉及びプライバシーを損なうおそれのある情報は、掲載しないこと。
 - (4) 虚偽の情報や公序良俗に反する情報は掲載しないこと。
 - (5) 知的所有権の保護を図り、他の者が作成した著作物等を、その作成者の事前の承諾なく公開したり、第三者に提供したりしないこと。

[芳賀南小学校ホームページ・ブログの公開の目的]

- 5 次のことを目的として、芳賀南小学校ホームページを作成して公開する。
 - (1) 学校教育活動をホームページを公開し、PTA や地域住民に情報発信することによって、開かれた学校づくりの一環とし、教育活動の充実を図る。
 - (2) インターネットを効果的に活用した教育及び学習活動を行い、情報モラル等への関心を高め、子どもたちの情報活用能力を伸ばす。

[芳賀南小学校ホームページ・ブログ作成上の留意点]

- 6 次のことに留意して、芳賀南小学校ホームページを作成して公開する。
 - (1) 作成したホームページは、内容を確認検討し、学校長の許可を得た上で公開する。
 - (2) 法令および公序良俗に反する内容を含まないこと。
 - (3) 個人情報や人権の保護に努めること。
 - (4) 著作権等の権利の保護に努めるとともに、権利の侵害がないように管理すること。
 - (5) 営利を目的としないこと。
 - (6) 本校の関係者及び閲覧者から修正や削除要請が出された場合、ホームページ管理責任者は、速やかに対処すること。

[個人情報の保護]

- 7 個人情報とは、氏名・写真・意見・身体状況・学習成果物等から特定の個人が識別されるものをいう。
- 8 インターネットを用いた情報の受信、発信をする場合、児童、教職員及び保護者の個人情報を保護しなければならない。また、児童、教職員及び保護者に対して、個人情報を受信、発信する趣旨及び危険性について知らせるものとする。
- 9 インターネットで発信する児童、教職員及び保護者の個人情報は原則として掲載しないものとする。ただし、学校行事や児童の作品・児童会活動、その他教育活動を進める上で必要と思われる場合には、掲載することの目的及び教育的効果と掲載による危険性を十分考慮し、以下の範囲内において情報を掲載することとする。掲載に関しては、本人および保護者の文書による同意を得るものとする。
 - (1) 名前
原則的に載せない。名前の部分を削除・修正（イニシャルを用いて表記）し、個人が特定できないようにする。また、電子メールへの署名は、送付先が確定し、安全性が確保できる場合に限

- り、名前での表記を行う。
- (2) 写真の利用
クラス・学年紹介、学校行事、児童会、委員会・クラブなどの紹介で写真等を掲載する場合、児童と氏名が一致するなどして個人が特定できるものについては、掲載しない。それ以外のスナップ写真の掲載については、個人のプライバシーが損なわれないように十分配慮して掲載するものとする。
 - (3) 意見・主張等
誹謗、中傷等の対象となり、不利益を被ることがないように配慮する。
 - (4) 作品等
児童の作品（絵画・工作・習字・作文など）については、児童本人及びその保護者の承諾が得られた場合のみ公開することができる。
 - (5) 個人が特定可能な情報
児童及び関係者の住所、電話番号、生年月日、家庭の状況、成績、身体状況等個人が特定可能な上布及び社会的差別の原因となる情報について発信を認めない。
 - (6) その他
公的な帳簿及び写しなど公開されていないもの、プライバシーの侵害となるおそれがあるものは公開しない。

【著作権の保護】

- 10 芳賀南小学校ホームページで公開する情報は、著作権の保護に配慮し、芳賀南小学校が発信する情報についてはその著作権を芳賀南小にあることを表示する。ホームページの掲載内容についての問い合わせ等に備えて、学校の所在地・電話番号・学校名などを明記する。
- 11 インターネット上で収集した情報を利用する際、次の各号が著作権の侵害に当たるので、児童に適切な指導をするものとする。
 - (1) 他人のホームページや電子掲示板に載っている文書や写真等を、無断で他のホームページや電子掲示板に転載すること。
 - (2) 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載すること。
 - (3) テレビやビデオから取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること。
 - (4) 芸能人等や著名人の写真、キャラクター画像、商標、ロゴなどのデータを無断で掲載すること。
 - (5) 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載すること。
 - (6) 音楽や歌詞又はCD等から取り込んだデータを無断で掲載すること。
 - (7) 他人の電子メールを無断で掲載すること。

【教師による指導の徹底】

- 12 児童がインターネットを利用する場合は、必ず教師の指導のもとで行うものとし、利用にあたっては、事前に教師による次に掲げる指導を行うものとする。
 - (1) インターネットにおける基本的モラルであるネチケット（ネットワーク・エチケット）に関すること。
 - (2) 人権侵害やプライバシー、個人情報、著作権、知的所有権等への配慮など、法の遵守に関すること。
 - (3) インターネットの特性を考慮した有害情報の取扱い等の倫理教育に関すること。
 - (4) その他校長が必要と認める事項に関すること。

【管理責任者及び取扱い責任者】

- 13 管理責任者は学校長とし、教頭が補佐し、教職員に指導及び監督を行うものとする。また、管理責任者は、インターネットの利用を適切に行うため、インターネット取扱い責任者（情報教育主任、情報管理主任）を置く。

【情報教育主任・情報管理主任の業務】

- 14 情報教育主任・情報管理主任は関連校務分掌と連携し、管理責任者と相談の上、次の業務を行う。
 - (1) インターネット利用に関する規定の検討。
 - (2) 芳賀南小学校ホームページの内容の検討。
 - (3) インターネットを教育に活用する方法の検討。
 - (4) インターネットに関する職員研修の企画・立案・運営。
 - (5) パスワードの管理。
 - (6) 個人情報の保護。
 - (7) ソフトやドライバ等の修正プログラムインストールやアップグレード。

【見直し】

このガイドラインの内容について見直しの必要が生じた時は、関係機関と協議の上、見直しを行う。

【附則】

このガイドラインは、平成22年6月1日から施行する。